

隣の土地 隣り合う土地 を買うなら…

補助金
最大 **50** 万円



「狭い」「再建築ができない」など
単独では流通しにくい土地を
隣地と一体化して使うことで、
使われていない土地の有効活用や
ゆったりとした住まい方を応援するため、
購入にかかる登記費用や不動産仲介手数料等を補助します。

住環境改善支援制度 | 隣地統合補助

主な要件 令和3年10月に要件を見直しました

次のいずれかを含む隣地統合であること

- **狭小地等** 平成30年10月時点で100㎡未満の土地
- **無接道地** 建築基準法第42条第1項・第2項の「道路」に2m以上接していない土地



詳しくはこちら

隣地統合する土地は次のすべてを満たすこと

- 原則宅地(通路は除く) □ 密集市街地でない
- 土地どうしが2m以上接している
- 建物がある場合はその建物も購入する
- 統合後10年間は一体として利用すること。
ただし、100㎡以上/筆になるように分筆することは可

対象者 統合する土地の新所有者(買主)
個人・法人どちらも対象

対象経費

- 不動産仲介手数料
- 購入にかかる登記費用
- 合筆のための
測量・明示・登記費用

補助金額 最大50万円

密集市街地での隣地統合については
こちらをご覧ください。
(灘北西部・兵庫北部・長田南部・東垂水)



この補助
使えるかな？



すまいるネットに
相談

交付申請

令和4年1月31日まで
※予算がなくなり次第終了

交付決定通知
受取



交付決定前に売買や対象事業の契約を結んでしまうと、
補助対象とすることができません。
必ず契約前に、時間の余裕を持ってご相談ください。

補助金受取

実績報告
補助金請求
令和4年3月31日まで

売買代金や
登記費用等の支払い

売買や
登記等の契約

例えばこんな使い方

例1

隣の狭い空き地を購入して、
駐車場や庭に



空き地の有効活用!

狭小地等

みんなが通れる
通路にするなら
空地整備補助も
使えるかも
最大50万円



例2

無接道地を含む一角を購入して、
広い戸建を新築



再建築が可能に!

無接道地

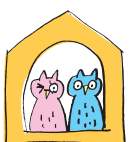
古い家の解体には
解体補助も使えるかも

最大100万円/戸



法人でも
OK

問合せ・申請窓口



神戸市すまいるの総合窓口
すまいるネット

☎ 078-647-9933

FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

すまいるネット 神戸

検索

HPはコチラ

